

「東アジア文化都市 2016 奈良市」カルチャーリポーター 実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「東アジア文化都市 2016 奈良市」事業における情報発信者となる『東アジア文化都市 2016 奈良市』カルチャーリポーター（以下、「リポーター」という。）を実施することにより、「東アジア文化都市 2016 奈良市」の情報発信の強化を目的とする。

(リポーターの対象者)

第2条 リポーターの対象者は、「東アジア文化都市 2016 奈良市」NARA-SHIP サポートクルーに登録している者、またはリポーター応募と同時に登録する者とする。

(リポーターの募集)

第3条 「東アジア文化都市 2016 奈良市」実行委員会（以下、「委員会」という。）は、高校生、大学生、一般を含む概ね 15 人のリポーターを募集する。

2 リポーターに応募する者は、「東アジア文化都市 2016 奈良市」カルチャーリポーター応募用紙を委員会事務局へ提出する。

(リポーターの選考)

第4条 前条で応募のあった内容について委員会事務局は選考を行い、リポーターを決定する。選考にあたっては次の各号について審査する。

- (1) 一般公開されている個人 SNS やブログを運営している、または運営の準備があること
- (2) 「東アジア文化都市 2016 奈良市」事業の趣旨をよく理解していること
- (3) 「東アジア文化都市 2016 奈良市」の各プログラムに頻繁に参加できること
- (4) 国内外に対して、発信力を持っていること
- (5) 取材企画案が、東アジア文化都市事業の趣旨に沿うもので、独創性があり、かつ実現性の高いものであること

(リポーターの役割)

第5条 リポーターは、独自の取材企画を立案・実施のうえ、記事を作成し、事務局が指定する日までに記事原稿を事務局へ提出する。記事は 3 件以上とする。

- 2 リポーターは、自身が運営する SNS やブログ等で、「東アジア文化都市 2016 奈良市」に関する情報を随時発信する。事務局は、記事内容によって、SNS 等で再発信を行う。
- 3 リポーターは、情報発信のために「東アジア文化都市 2016 奈良市」の各プログラムへ積極的に参加する。

(リポーターへの支援事項)

第6条 委員会は、リポーターが行う取材活動や記事作成について、支援を行う。

- 2 委員会は、リポーターに「東アジア文化都市 2016 奈良市」カルチャーリポーターライセンスを発給

し、一部のプログラムについての招待を行う。

3 委員会は、リポーターが投稿した記事の一部を公式サイトや公式SNSで再発信する。

(リポーターの負うべき責務)

第7条 リポーターは、自身が作成・投稿する記事の内容に関する事項について一切の責任を負う。

2 リポーターは、自身が作成・投稿する記事及び写真に個人の情報がある場合は当人の同意を得る。

3 リポーターは、自身が投稿する記事及び写真が第三者の権利を侵害するものではないことを委員会に対して保証する。

4 第三者から、自身が投稿した記事内容に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、リポーターの責任及び負担において誠意をもって対応する。

(リポーター登録の抹消)

第8条 リポーターが次の各号のいずれかに該当するとき、委員会はその登録を抹消することができる。

(1) リポーター活動の内容に適正さを欠き、市民の信頼を損なうものと判断されるとき

(2) その他、事務局が登録の抹消を必要と認めたとき

(著作権等)

第9条 リポーターが投稿・発表した記事・写真の著作権は、リポーターに帰属するものとする。

2 委員会は、投稿・発表された記事・写真の複製、印刷、展示、ホームページ、刊行物への掲載等、広報活動として記事・写真を使用することができる。

(パートナー都市との連携)

第10条 カルチャーリポーターは、パートナー都市である中国・寧波市や韓国・済州特別自治道においても実施されており、東アジア文化都市2016奈良市「カルチャーリポーターは両都市のリポーターと連携を行う。

2 リポーターが投稿・発表した記事・写真は、委員会事務局を通じて、パートナー都市に提供される。

附 則

この要領は、平成28年7月4日から施行する。